

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から同年10月までの期間及び40年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から同年10月まで
② 昭和40年3月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和36年3月ごろ、A村役場（現在は、B市C支所）で自ら加入手続きを行った。毎月、集落の公民館に行き、集金人に妻と自分の二人分の保険料を納付していた。

一緒に納付していた妻の保険料が納付済みとなっているのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、その妻と自身の保険料を一緒に納付していたとすると、事実、申立期間に近接した昭和41年10月から46年3月までの期間は夫婦同一日に保険料が納付されていることが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる上、申立人の妻に係る申立期間①及び②の保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間①及び②のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から48年3月まで
② 昭和58年6月から61年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になったとき、父が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料については家族の保険料と一緒に納付してくれたと聞いている。

また、申立期間②の保険料については、私が町内会の集金人に納付してきたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間は4か月と短期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は国民年金加入期間の保険料をおおむね納付しているなど、申立人の父の納付意識は比較的高かったことがうかがわれる。

また、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は昭和47年12月1日に国民年金の再加入手続を行っていることが確認できる上、申立人を除く同居の家族（父母及び実妹）は、申立期間の保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識の比較的高い申立人の父が、申立人の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、自ら町内会の集金人に保険料を納付した

と主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の資格喪失欄に、資格喪失年月日が「昭和 58 年 6 月 1 日」と記載されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳（紙台帳）及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿にも、申立人が同日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できることから、申立期間については納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

さらに、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

将来の年金受給が不安になり、平成17年8月29日に社会保険事務所(当時)で相談したところ国民年金の加入期間は無いと言われたので、何度も調べて下さいとお願いをしていた。平成20年7月に受け取った「ねんきん特別便」でも同様の内容であったので、同年12月8日に社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したら、ようやく158か月の納付事実が確認された。

申立期間の保険料については、元夫が納付してくれていたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人の申立期間前後の保険料は納付済みである。

また、申立人に代わり保険料を納付していたとする申立人の元夫は、婚姻後の国民年金加入期間の保険料をおおむね納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、当時の申立人の生活状況に大きな変化がみられないことから、納付意識の高い申立人の元夫が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の申立期間直前の昭和50年8月から51年1月までの期間及び51年7月から55年12月までの期間並びに申立期間直後の56年4月から平成元年5月までの期間の納付記録は、申立人の照会を契機として統合されるなど、行政側の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から48年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和44年9月ごろ、常々、「自営業者にとって年金はありがたい制度だ。」と言っていた父が、A市役所から委託された集金人に国民年金の加入手続きを行ってくれた。

申立期間①の保険料は、市に委託された集金人が家業の鮮魚店に集金に来ていたので、父が、父、母及び長兄の保険料と一緒に毎月納付していたはずである。申立期間②の保険料は、私がB区役所か郵便局で毎月又は海外旅行に行く場合はまとめて納付していたはずである。それぞれの期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当該期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料はおおむね納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間②当時は海外旅行中であったものの、申立人から提出された旅券（写）により、申立人が申立期間②以前の昭和54年3月5日から同年5月16日までの期間及び55年11月9日から56年2月12日までの期間に海外渡航していた際には、当該期間における保険料はいずれもオンライン記録により納付していることが確認できる上、申立期間②前後の

申立人の生活状況に大きな変化は見られないことを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付には、直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び納付状況は不明である。

また、国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月28日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①の過半は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は申立期間①の保険料をまとめて納付した記憶は無い上、同居の父、母及び長兄の納付記録においても保険料の過年度納付が行われた形跡が見当たらないなど、申立期間①の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、自身も、保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和48年4月ごろA株式会社を退職し、家業の建設業を手伝うことになり、国民年金に加入した。

申立期間の保険料は、父が集落か地区の集金担当者に納付してきてくれたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を申立人に代わって納付していたとするその父は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間当時同居していたその母も国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人家族の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する国民年金手帳から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月1日を資格取得日として、49年12月23日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち49年4月から50年3月までの保険料は現年度納付が、48年4月から49年3月までの保険料は過年度納付が、それぞれ可能である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間は保険料をすべて納付していることを考慮すると、納付意識の高い申立人の父が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の申立期間直後の昭和50年4月から59年5月までの国民年金保険料納付記録は、申立人が社会保険事務所（当時）に照会した結果、平成

20年3月25日に基礎年金番号に統合されるなど、行政側の事務処理が適切に行われていなかった状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から47年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機に、国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実は確認できないとの回答を受け取った。

祖母が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料も納付してくれていたと思っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年12月21日に払い出されていることが確認できることから、この時点では申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人の国民年金受付処理簿及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿には、申立人の姓名又は住所地番の記載に誤りがあるとともに、当該名簿とオンライン記録との間には、資格喪失日に齟齬^{そご}があるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は婚姻以前の国民年金加入期間において、自身で保険料を納付していないことを認めていること、及び申立人の祖母に収入があった期間のみを申立期間としている上、当該期間は、申立人の資格取得日直後の5か月間に限られたものとなっており、申立内容にも特段の不合理性は見当たらないことを考慮すると、申立人の祖母が申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和57年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月30日から同年2月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

Cグループ会社には、昭和43年から平成18年まで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、厚生年金基金加入員台帳及びD健康保険組合から提出された被保険者台帳から、申立人がCグループ会社に継続して勤務し（昭和57年2月1日にA社からE社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人の資格喪失日は昭和57年1月30日となっているが、F企業年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳では、申立人がA社で同年2月1日に同基金加入員資格を喪失し、同日にE社で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い上、同基金は「申立期間当時、資格喪失届は複写式の様式を使用していた。」としていることから、A社では申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格喪失届に、複写式の用紙を使用し、同基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所（当時）に届け出ているものと考えられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

事業主は、申立人が昭和 57 年 2 月 1 日に申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 56 年 12 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、26 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和17年11月30日であり、資格喪失日は、20年8月16日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年11月から18年12月10日まで
② 昭和20年5月15日から同年8月16日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を受けた。

昭和17年11月半ばごろに徴用令状が来たため、勤務していた職場を辞めて、同年11月30日までにA社B事業所に勤務し、部品と付属品の製作に従事した。部品の形状は今でも記憶している。19年の終わりごろに数名と共にC工場に配属された。D市で20年の初めごろに災害があり、レンガ造りのC工場も相当の被害を受けたが、急いで復旧させたように記憶している。20年2月ごろから、軍需工場への爆撃や夜間の焼夷弾爆撃、原爆投下が行われ、同年8月15日の玉音放送後に、近いうちに米軍が上陸するという話もあり、即日、工場が解散となったことを覚えている。当時、徴用工員は、自分勝手に退社することはできなかったもので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所における勤務状況に関する説明は、具体性があり、文獻の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間①及び②において同社に勤務していたことが推認できる。また、A社B事業所に係る他の申立ての調査審議結果における同社の当時の総務、給与担当者の被保険者資格取得に係る証言及び同社社史の健康保険、厚生年金保険の被保険者資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ところで、A社B事業所に係る他の申立ての調査審議結果から、同事業所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるが、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び18年12月10日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。さらに、申立人の年金番号に係る被保険者台帳では、オンライン記録と同様、18年12月10日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に「解雇」により被保険者資格を喪失したと記録されている。

一方、当該被保険者台帳の備考欄には、被保険者名簿が戦災等により焼失したことをうかがわせる記載は無いが、A社B事業所に係る他の申立ての調査審議結果によれば、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認された空襲（昭和20年5月14日）の翌日の20年5月15日を資格喪失日としたものであることが推認できる。したがって、オンライン記録上の資格喪失日は、事実上と認めたものとは認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実上と認めた喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主に対して、その原因がいずれにあるのかを特定させることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間①及び②に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情事実は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人は、申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A社B事業所における申立人の被保険者記録について、資格取得日を昭和17年11月30日に、資格喪失日を20年8月16日に訂正することが必要である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年1月までの期間及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から42年1月まで
② 昭和42年3月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和39年4月から42年1月までの期間及び同年3月の納付事実は確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間当時は大学生であったが、母は私たち兄弟に「20歳になった月からの国民年金保険料は、払っているからね。」と言っていた。昭和42年4月にA高等学校に赴任した際、その学校の事務員から国民年金保険料納付に関する書類の提出を求められ、母から取り寄せ提出したことを記憶している。

このため、申立期間が未加入とされていることに納得がいかないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立人の母が申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとするが、その母は既に亡くなっているため、申立人に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、その母から申立人兄弟の国民年金保険料は、すべて20歳になった月から納付していると聞いており、自身が高等学校に赴任した際も、事務職員に国民年金保険料の納付に関する書類を求められて提出したとするが、申立人の3人の兄はいずれも国民年金の加入記録が確認できない上、B共済組合C支部は、「初めて組合員になった者には前歴報告書を提出させている

が、当時の前歴報告書では、国民年金加入期間は求めている。」と回答しているなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人は、申立期間当時、在籍する大学の所在地で長兄と同居し、選挙人として投票したことがある旨を主張していることから、申立人は住民票をその所在地に異動させていたと考えられ、その場合、申立人の母はD市において申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことはできなかったものと推認できる上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から56年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から56年8月まで

年金の裁定請求を契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和56年9月ごろ、私は元妻と別居中で、その後再婚することになる現在の妻と交際していた。そのころだと思うが、妹から国民年金の加入を勧められ、現在の妻が、私が国民年金に未加入であることを心配して、A市役所の職員に相談したところ、職員から「今から2年間さかのぼって納付すれば年金はちゃんともらえますよ。」という説明を受けたので、現在の妻がA市役所で加入手続を行ってくれた。

申立期間の保険料については、現在の妻が、郵便局でさかのぼって1か月分ずつ納付書により納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録から、昭和43年*月*日を資格取得日として平成4年3月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は昭和56年当時交際中であった現在の妻がA市役所で申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとしているが、A市役所は第三者による国民年金の加入手続について「婚約者であっても恋人であっても、委任状が無

ければ加入手続を受け付けることはなかった。」と回答しており、申立人は委任状を出したことはないとしているなど、申立人の現在の妻が申立人の国民年金加入手続を行ったことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月から60年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、主人が勤めていた会社を退職したのを契機に昭和58年1月に行った。申立期間の保険料金額は覚えていないが、私自身が銀行に行って保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を退職(昭和57年12月21日)後に自身で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人は、平成17年8月ごろに基礎年金番号(以前の勤務先において取得した厚生年金保険被保険者記号番号と同一番号)により、同年11月ごろに国民年金に加入したことが推認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金加入手続に関する記憶は曖昧である上、申立人が国民年金加入手続を行ったとする昭和57年から60年までの期間における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の保険料納付に関する記憶も曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から44年3月まで

年金を受給する年齢近くになり、社会保険事務所(当時)で記録を調べてもらったときに、申立期間については夫婦共に国民年金に未加入であることを知った。

昭和39年4月、私が独立して電気店を開業し、アパートの大家から国民年金の加入を勧められたため夫婦で加入した。加入手続は大家か町内会長がしてくれたと思う。保険料は町内会長が自宅に集金に来ていたのを覚えているので、未加入の記録とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間当時、夫婦二人で国民年金に加入し保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得欄には資格取得年月日が「昭和44年4月1日」と記載されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳(紙台帳)においても申立人は同日に国民年金の資格を取得したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から44年3月まで

年金を受給する年齢近くになり、社会保険事務所(当時)で記録を調べてもらったときに、申立期間については夫婦共に国民年金に未加入であることを知った。

昭和39年4月、夫が独立して電気店を開業し、アパートの大家から国民年金の加入を勧められたため夫婦で加入した。加入手続は大家か町内会長がしてくれたと思う。保険料は町内会長が自宅に集金に来ていたのを覚えているので、未加入の記録とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間当時、夫婦二人で国民年金に加入し保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得欄には資格取得年月日が「昭和44年4月1日」と記載されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳(紙台帳)においても申立人は同日に国民年金の資格を取得したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人は現在所持する手帳以外の国民年金手帳を所持した記憶はないとしている上、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 6 月まで
② 昭和 62 年 9 月 21 日から 63 年 7 月 3 日まで

申立期間①及び②について、社会保険事務所（当時）に年金記録の期間照会をしたところ、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受け取った。

申立期間①においては、A社で営業係長兼現場業務担当として勤務しており、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②においては、雇用保険の加入記録から、B事業所に勤務していたことが分かったので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立期間①の後に勤務したC社が保管する申立人の履歴書には、申立人が昭和 62 年 1 月から同年 6 月までA社に勤務（営業係長及び現場業務担当）した旨が記載されている。

一方、申立人は、「A社では、現場業務担当者は自分一人だけであった。」と主張しているところ、当時のA社の社会保険事務担当者及び同僚一人は、「A社が当時所有していた現場業務に使用する設備の数から、現場業務担当者が一人だけであったとは考え難く、また、同社では、繁忙期には現場業務を別の会社（会社名は不明）に委託していた。」と証言している。

これらのことから、申立人は、A社の業務に何らかの関係を有していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなってお

り、申立当時の事業主から証言は得られないことから、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①当時のA社の社会保険事務担当者は、「当時、A社では試用期間が3か月くらいあり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。また、給与手取額を増やすため厚生年金保険の加入を希望しない者もあり、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言していることから、当時、同社では、その従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしておらず、また、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社のオンライン記録には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB事業所（現在は、D社）の事業主の回答から、申立期間②において申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年9月16日であり、申立期間②において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主は、「申立人は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、オンライン記録から、事業主自身は、申立期間②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

- 3 申立人は、いずれの申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、いずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 5 月 12 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

厚生年金保険の加入期間は途切れておらず、空白期間があることに納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、その当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られず、同社において、昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している元事務員は、「申立人を知らない。」と回答している上、B社は、「申立人の入退社に関する資料が無く、当時の担当者も既に亡くなっており、申立人の入社日を確認することができない。」と回答していることから、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことを確認することができない。

また、B社が保管している申立人に係る被保険者資格取得届の資格取得日は、昭和 45 年 5 月 12 日と記載されていることが確認できることから、A社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚は、「入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致している。」と証言している上、B社の現在の社会保険事務担当者は、「現在は、被保険者資格取得届を年金事務所に提出したことを確認してから、給与から厚生年金保険料を控除している。申立期間当時も同じ処理をしていたと思う。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、

申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月 5 日から 25 年 1 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので、記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C連絡所に勤務していた申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

B社人財サポートセンターに問い合わせたところ、「社員人事記録」では、勤続年数算定始期（退職金）として「昭和 24 年 1 月 5 日」と記載されている。

昭和 24 年 1 月 5 日からの勤務が確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社保管の人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社C連絡所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「人事記録では退職金の勤続年数算定始期が昭和 24 年 1 月 5 日と記載されているが、正社員として入社した昭和 27 年 7 月 1 日以前の雇用形態等は不明であり、給与支払、保険料控除及び社会保険手続を確認できる資料は無い。」と回答している。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日は、昭和 25 年 1 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたのでその内容を確認したところ、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和62年5月31日となっていた。

私は昭和62年5月31日までA社B工場に勤務し、同年5月分の保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は5月31日ではなく、6月1日であると思われる。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、同社を昭和62年5月25日に離職したと記録されているところ、同社の元事業主は、「申立人がA社B工場に勤務していたことは記憶しているが、申立期間に勤務していたかについては、確認できる資料を保管していないため、不明である。」と回答しており、当時の同僚からも証言を得ることができないことから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことを確認できない。

また、上記の元事業主は、「厚生年金保険料を控除していたことを確認できる資料も保管していない。」と回答している上、当時の同僚からも証言を得ることができないことから、申立期間における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 825 (事案 579 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)の訪問調査により、申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。
オンラインの記録では標準報酬月額が 24 万円であるが、実際にもらっていた給与は 80 万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしいとの内容で申立てを行った。
最初の申立ては、認められなかったが、その後、新たな資料が見つかったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が取締役を務めていた A 社において、遡^{そきゅう}及して減額訂正されている標準報酬月額を減額訂正前の 53 万円に訂正するよう主張するものであるが、当該事業所において申立人以外に取締役は確認できない上、申立人が、社会保険事務を含めて業務執行を行っていたとの証言があること、及び申立人が社会保険事務所と保険料の滞納の件で標準報酬月額引下げについて相談したとしていることなどから判断すると、申立人は、当該事業所の唯一の取締役として、当該減額処理について関与しなかったとは考え難いこと等により、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新しい資料として「債権者一覧表」、「ご通知」、「破産宣告申立補充書」、「保険料納付領収書」、「破産宣告・破産廃止決定」、「免責決定」、「破産廃止決定」及び「破産決定」を提出し、これらの資料により、標準報酬月額の減額訂正処理に自らに関与していないとして再申立てを行っている。

しかし、申立人から提出された新たな資料は、破産手続き等に関するもので

あり、申立人自ら標準報酬月額減額訂正処理に関与していないことを確認することはできず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額減額訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 826 (事案 50 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 37 年 4 月まで

以前にも同じ内容の申立てを行い、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取ったが、申立期間にA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間における勤務実態を確認できず、申立人は申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月14日から39年2月1日まで
「ねんきん特別便」が送付されたので、一緒にA地方のB事業所(現在は、C社)に勤務した同僚の記録と比べたところ、2回勤務したうち、最初に勤務した時の記録が欠けていることが分かった。
一緒に勤務した同僚の記録は2回ともあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の経理担当者及びB事業所の同僚の証言から、申立人は申立期間において、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、「申立人が厚生年金保険の加入について、どう希望をしたかは、当時の資料がありませんので分かりません。厚生年金保険に加入していれば、必ず保険料は控除して社会保険事務所(当時)に納付しています。記録が無いということであれば、加入を希望せずに、他の制度に加入していたのかもしれませんが。」と回答しており、オンライン記録から、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人は、昭和39年11月1日に初めて厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人に対し、別の被保険者記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 828 (事案 660 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 11 月 5 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 3 月まで
③ 昭和 40 年 2 月から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 4 月 27 日から同年 7 月まで

A社に勤務した申立期間①及び②と、B社に勤務した申立期間③及び④が厚生年金保険の加入期間となっていないことが判明した。

最初の申立ては、申立期間のすべてにおいて、元事業主の子息の証言や同僚の証言及び想像判断等で結論が出されていて、信頼できず疑問があるので納得がいかない。

再申立ての概要として疑問点を提出するので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、以前の申立てに係る調査において、A社の元事業主の子息の証言から、申立人が申立期間①のいずれかの期間に当該事業所に勤務していたことが推認できるものの、当該事業所は、当時、申立人を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと推認でき、申立期間②に係る申立ての事実を確認できる資料は無く、事業主及び同僚からの証言は得られなかった。

2 申立期間③及び④に係る申立てについては、以前の申立てに係る調査において、B社の同僚の証言から、申立人が申立期間③及び④の一部の期間に当該事業所に勤務していたことが推認できるものの、申立期間③及び④当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできなかった。

- 3 上記のほか、申立人のいずれの申立期間においても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 4 その後、申立人は、元事業主の子息の証言及び想像判断等で結論が出されており納得がいかないとして、「A社についての再申立ての概要」及び「B社についての再申立ての概要」を提出し再申立てを行っているが、いずれの資料も、当初の第三者委員会の判断に対するものであり、申立期間①から④までにおける勤務期間の特定及び厚生年金保険料の控除について確認できず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。